

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人鳴門教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	該当無し				0						
2											
3											
4											
5											
6											
合計					0						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人鳴門教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	富士ゼロックス (株)高松市磨屋町8 番地1	電子複写機賃借	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 4 8 番地	平成18年4月1日	5,719,140	随意 契約	性能比較により機種選定したこと による(国立大学法人鳴門教育大 学契約事務取扱細則第31条第1項 第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (19年度途中新規契約から順次一般競争に移行)		単備契約 本部棟2F印刷室 月額 26,240円 他
2	富士ゼロックス (株)高松市磨屋町8 番地1	電子複写機保守	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 4 9 番地	平成18年4月1日	11,576,757	随意 契約	性能比較により機種選定したこと による(国立大学法人鳴門教育大 学契約事務取扱細則第31条第1項 第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (19年度途中新規契約から順次一般競争に移行)		単備契約 本部棟2F印刷室 2,000枚 まで@3,000円、20,001枚 ~30,000枚@2,5830 円、30,000枚を超える分
3	(株)さくらケー シーエス	財務会計システムプロ グラムサポート	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 4 9 番地	平成18年4月1日	5,166,000	随意 契約	専門性、知識、システム構造及び 性能を熟知していることで選定し たことによる(国立大学法人鳴門 教育大学契約事務取扱細則第31条 第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	月額430,500円で契約
4	(株)日本旅行	旅費業務委託	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 4 9 番地	平成18年4月10日	7,875,000	随意 契約	専門性、知識、システム構造及び 性能を熟知していることで選定し たことによる(国立大学法人鳴門 教育大学契約事務取扱細則第31条 第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単備契約 業務委託料 @787.5円
5	(株)日本旅行	旅費管理システム保守・ 管理・ASP利用契約	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 5 0 番地	平成18年4月10日	8,035,099	随意 契約	専門性、知識、システム構造及び 性能を熟知していることで選定し たことによる(国立大学法人鳴門 教育大学契約事務取扱細則第31条 第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
6	新日本監査法人	監査契約	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 5 1 番地	平成18年7月31日	5,985,000	随意 契約	会計監査法人として主務大臣が選 任したことによる(国立大学法人 鳴門教育大学契約事務取扱細則第 31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
7	(株)紀伊国屋書店 岡山営業所	定期刊行物「外国雑誌 (2007年版)」	国立大学法人鳴門教育 大学長 高橋 啓 鳴 門市鳴門町高島字中島 7 5 2 番地	平成18年12月27日	5,167,189	随意 契約	外国雑誌の安定的供給のために外 国業者との取引に精通した業者を 選定したことによる(国立大学法 人鳴門教育大学契約事務取扱細則 第31条第1項第3号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	納入期間平成19年1月1日 から平成20年2月29日 概算契約
8	西松建設(株)四国支 店・高松市番町三丁 目8番11号	鳴門教育大学(高島)基 幹・環境整備(身障者対 策)工事・鳴門市鳴門町 高島字中島7 4 8 番地・ 鳴門教育大学・建築一式	小永井 耕一・総務部 施設課・鳴門市鳴門町 高島字中島7 4 8 番地	平成19年2月1日	71,925,000	随意 契約	入札を複数回行ったが、入札不成立 が続いた。本工事は緊急に身障者対 策工事を実施する必要があったた め、工期内に工事を完成できる業者 に発注する事が適切と判断し、随意 契約とした。(国立大学法人鳴門教育 大学契約事務取扱細則第31条第1 項第7号)	見直の余地あり	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
9	日本オーチス・エレ ベータ(株)四国支 店・高松市サンボ ート2番1号	鳴門教育大学(高島)基 幹・環境整備(身障者対 策)エレベーター改修工 事・鳴門市鳴門町高島字 中島7 4 8 番地・鳴門教 育大学・機械器具設置	小永井 耕一・総務部 施設課・鳴門市鳴門町 高島字中島7 4 8 番地	平成19年2月2日	11,445,000	随意 契約	本工事のエレベーター設備の製造 業者は、日本オーチス・エレベ ータ(株)である。通常、エレベ ーターの改造工事は、製造業者に よって行われており、装置の特性 等を熟知している点を助案すべ ば、改造工事は製造業者に頼ら ざるを得ないため随意契約とする。 (国立大学法人鳴門教育大学契約 事務取扱細則第31条第1項第1 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	18	
合計					132,894,185						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該

独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人)及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人鳴門教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	-----------------------------------------	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。  
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を

補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合は除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型 区分
《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》		
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)		5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等		6
ニ その他		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについて、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するもの

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約 ⇒ 原則として価格競争による一般競争入札によるものとする。

・事務又は事業の性格等から、価格競争による一般競争入札により難しい場合は、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

・直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約 ⇒ 原則として総合評価による一般競争入札によるものとする。

(イ)審議会等により委託先が決定された者との委託契約……審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ)調査研究等により必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかいないとしているもの……公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかいないことが明らかになった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注)いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

・複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれらに付随する業務に係る契約